

種目	対象者	基準額 (単位: 円)	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者	154,000	8年
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の者 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 障害の程度が重度又は最重度である知的障害児(者)(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者と判定された者をいう。以下同じ。) 寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上で常時介護を必要とする者に限る。)	19,600	5年
エアマット	両上肢機能障害2級以上及び両下肢機能障害1級又は両上肢機能障害2級以上及び体幹機能障害1級の者 両上肢及び両下肢機能障害2級以上又は両上肢及び体幹機能障害2級以上の身体障害児 寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上で常時介護を必要とする者に限る。)	157,920	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(児) 自力で排尿できない難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上で常時介護を必要とする者に限る。)	67,000	5年
スリングシート	両下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上で入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を必要とする者に限る。)	56,400	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) 寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上で下着交換等に当たって家族等他人の介助を必要とする者に限る。)	15,000	5年
移動用リフト	両下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上で入浴又は移動に当たって家族等他人の介助を必要とする者に限る。)	284,000	8年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上の者)	33,100	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上の者)	159,200	8年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(児)であって、入浴に介助を必要とする者 入浴に介助を要する難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上の者)	90,000	8年
便器	両下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児) 常時介護を要する難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として学齢児以上の者)	9,920(便器のみ) 18,480(手すり付)	8年
つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、移動等において介助を必要とする者(児) 下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上の者)	3,150	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児) 下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる者 (原則として3歳以上の者)	60,000	8年

頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者（児） 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 障害等級1級の精神障害者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる者	12,524（スポンジ、革を主材料に製作されたレディメイドのもの） 15,656（スポンジ、革を主材料に製作されたオーダーメイドのもの） 30,282（スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたレディメイドのもの） 37,852（スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたオーダーメイドのもの）	3年
特殊便器	両上肢機能障害2級以上の者（児） 両上肢機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 （原則として学齢児以上の者）	151,200	8年
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は障害の程度が重度又は最重度である知的障害者（児）、障害等級1級の精神障害者（児）、必要と認められる難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	8,400 16,275（聴覚障害者対応本体のみ） 37,800（聴覚障害者対応本体及び受信器） （本体は1世帯につき2台を限度とする）	10年
自動消火器	障害等級2級以上の身体障害者（児）及び障害の程度が重度又は最重度である知的障害者（児）、障害等級1級の精神障害者（児）、必要と認められる難病患者等で、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	28,700	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者で18歳以上の者	41,000	6年
盲人用はかり	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	17,800（音声式） 4,000（触読式）	5年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者（児） （原則として学齢児以上の者）	10,500	5年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	87,400	10年
透析液加温器	じん臓機能障害3級以上の者（児）で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行うもの（原則として3歳以上の者）	51,500	5年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 （原則として学齢児以上の者）	36,000	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）若しくは同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 呼吸器機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者 （原則として学齢児以上の者）	56,400	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器を装着している障害等級1級の身体障害者（児）若しくは人工呼吸器の装着が必要な障害等級1級の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、必要と認められる者	157,500	5年
手動式人工呼吸器	人工呼吸器を装着している障害等級1級の身体障害者（児）若しくは人工呼吸器の装着が必要な障害等級1級の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、必要と認められる者	26,460	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	10年

発電機	呼吸機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者（児）であって、常時人工呼吸器、酸素濃縮器等を使用する者 呼吸機能障害3級以上又は音声・言語機能障害3級（喉頭摘出者に限る）若しくは同程度の身体障害者（児）であって、電気式たん吸引器を使用する者 呼吸機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者	120,000円	一人1回のみとする
※R3.4.1追加			
盲人用血圧計（音声式）	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10,000円	5年
※R3.4.1追加			
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（児）で、原則として学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	9,000	5年
盲人用体重計	視覚障害者2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000	5年
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	98,800	5年
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の者（児）（原則として学齢児以上の者）	100,000	6年
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上及び聴覚障害の2級の者（児）又は視覚障害1級の者（児）であって、必要と認められる者（就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	383,500	6年
点字器	視覚障害を有する者（児）（原則として学齢児以上の者）	10,712（標準型32マス18行両面書真鍮版製） 6,798（標準型32マス18行両面書プラスチック製） 7,416（携帯用32マス4行片面書アルミニウム製） 1,699（携帯用32マス12行片面書プラスチック製）	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（児） （就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）	63,100	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者（児） （原則として学齢児以上の者）	85,000（録音再生機） 35,000（再生専用機）	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者（児） （原則として学齢児以上の者）	99,800	6年
音声I Cタグレコーダー	視覚障害2級以上の者（児） （原則として学齢児以上の者）	58,000	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）	198,000（据置型） 99,000（携帯用）	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の者（音声時計については、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者とする。）	12,000（触読時計） 13,300（音声時計）	5年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	71,000（テレビ電話） 20,000（ファクシミリ）	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児）	88,900	6年
人工喉頭	音声機能障害3級の者（児）（喉頭を摘出した者に限る）	8,343（笛式） 72,203（電動式）	4年
人工鼻	音声機能障害3級の者（児）であって、喉頭摘出により埋込型の人工喉頭を常時使用する者	24,000円（月額）	—

※R3.4.1追加			
人工内耳用電池	聴覚障害者（児）で人工内耳を装用している者	2,500（月額）	—
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	厚生労働大臣が必要と認めた額	—
ストマ用装具（蓄便袋）	直腸機能障害4級以上の者（児）	8,858（月額）	—
ストマ用装具（蓄尿袋）	ぼうこう機能障害4級以上の者（児）	11,639（月額）	—
排泄処理用具	<p>ぼうこう又は直腸機能障害4級以上の者（児）でストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者</p> <p>ぼうこう又は直腸機能障害4級以上の者（児）で先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿・排便機能障害のある者</p> <p>ぼうこう又は直腸機能障害4級以上の者（児）で先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な者で、必要と認められる者</p> <p>発症時期が6歳未満のもので、両上肢機能障害1級及び両下肢又は体幹機能障害1級の者（児）で、必要と認められる者</p> <p>両下肢又は体幹機能障害1級及び障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）で、必要と認められる者（原則として3歳以上の者）</p>	12,360（月額）	—
収尿器	<p>肢体不自由者（児）で脊髄損傷等により排尿を自分の意思でコントロールすることができない者</p> <p>（原則として3歳以上の者）</p>	<p>7,931（男性用普通型）</p> <p>5,871（男性用簡易型）</p> <p>8,755（女性用普通型）</p> <p>6,077（女性用簡易型）</p>	1年
居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（児）。ただし、特殊便器への取替えをする場合は両上肢機能障害2級以上の者</p> <p>下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は両上肢機能に障害のある者</p> <p>（原則として3歳以上の者）</p>	200,000	一人1回のみとする